

## 令和2年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
健康こども部（こども家庭課）			
<p>不適切な調定処理について（収入）            国庫負担金収入について、交付決定通知を受理することなく、4月1日に概算払通知書の額を調定しているものがあつた。調定を行う時期は交付決定通知のあつた時である。また、調定する額は、概算払通知書による金額でなく、交付決定額全額である。適切な事務処理を徹底されたい。            （平成30年3月5日付け会計管理者事務連絡 調定等収納事務の適切な処理について）</p>	<p>交付決定日を調定日に、調定額を交付決定額全額として調定処理を改めました。</p>	R3. 1. 27	
健康こども部（こども家庭課）			
<p>指定管理にかかる報告書等の処理について（その他）            当課所管指定管理施設について、協定書に基づき年度ごとに歳入歳出の予算書と年間指導計画書を受理することとなっているが、歳入歳出の予算書を受理していない指定管理施設があつた。速やかに指定管理者から受理するとともに適切な事務執行に努められたい。            （協定書）</p>	<p>歳入歳出の予算書を受理しました。            今後は、適切な事務処理に努めます。</p>	R3. 1. 27	

## 令和2年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
福祉部（長寿社会課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査制度において、行財政改革課及び出納室への事前審査の対象費目となっている委託料と使用料及び賃借料で、契約始期から5日～約2カ月経過して支出負担行為何が出納室に届けられたものが見られた。</p> <p>契約始期からこのように経過している案件を遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>事前審査制度の趣旨を確認・徹底するよう課内での意識喚起を図りました。今後は適切な事務処理を徹底します。</p>	R3.3.4	
福祉部（障がい福祉課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査制度において、委託料及び補助金は出納室・行財政改革課への事前審査・合議の対象費目と規定されている。支出負担行為書何が出納室に届けられたのが契約締結後又は補助金交付決定日から1月以上となっているものがみられた。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>適切な事務処理を行うとともに、実態に合わせた契約締結処理となるよう職員へ周知徹底しました。</p>	R3.3.4	
福祉部（保険年金課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査制度において、委託料は出納室及び行財政改革課への事前審査・合議の対象費目と規定されているが、佐治町国民健康保険診療所の委託業務について、契約締結日から2か月を経過して契約何が出納室に届けられたものがあった。契約の始期からこのような長期間経過している案件を、契約日当初に遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>今後は、適正に処理を行うよう周知徹底しました。</p>	R3.3.4	